

■ 性犯罪処罰規定の改正について

1 刑法の一部を改正する法律の制定

平成29年6月23日に刑法の一部を改正する法律が公布（法律第72号）され、性犯罪に関する処罰規定が以下の点において改正された。同法は同年7月13日に施行されている。

2 強制的性交等（177条）

強姦罪（旧177条）が改正され、性交（旧規定にいう「姦淫」）に加え、これまでは強制わいせつ罪（176条）に当たる行為であった肛門性交、口腔性交が処罰対象となる行為に含まれることになった（以上を併せて「性交等」という）。13歳以上の者に対する暴行・脅迫の要件には変更がない。また、法定刑の下限が懲役3年から懲役5年に加重された。強姦罪は「女子」だけが被害者となりうるものであったが、以上の改正により、性交等をしたといえる限り、被害者・犯人の性別は問われないことになった。

3 準強制的性交等（178条2項）

強姦罪の改正（上記2）と同じ趣旨により、準強姦罪（旧178条2項）が準強制的性交等罪に改正された。すなわち、性交のみならず肛門性交、口腔性交も対象となり、法定刑の下限が懲役5年に加重された。

4 監護者わいせつ及び監護者性交等（179条）

18歳未満の者に対し、その者を現に監護する者であることによる影響力があることに乗じて①わいせつな行為をした者、②性交等をした者は、それぞれ①強制わいせつ罪（176条）、②強制的性交等罪（177条）と同じ犯罪として処罰される（各条の「例による」）。これは、準強制わいせつ罪及び準

強制性交等罪に当たらない行為であっても、上記の要件の下で、①②と同じく処罰することを可能とする新設規定である。未遂も処罰される（180条）。

5 強制わいせつ等致死傷及び強制性交等致死傷（181条）

強制わいせつ等致死傷罪（旧181条）を改正し、上記2, 3, 4の罪及びこれらの罪の未遂罪を犯し、よって人を死傷させた者を加重処罰する規定である。強制性交等罪・同未遂罪、準強制性交等罪・同未遂罪、監護者性交等罪・同未遂罪を犯して人を死傷させた場合には、法定刑の下限が懲役6年に加重された。

6 集団強姦等罪及び同致死傷罪の削除

強制性交等罪及び同致死傷罪の法定刑の下限が引き上げられたことにより、集団強姦等罪（旧178条の2）及び同致死傷罪（旧181条3項）の規定が削除された。これらの行為は、新法では、強制性交等罪（177条）又は強制性交等致死傷罪（181条2項）で処罰される。

7 強盗・強制性交等及び同致死（241条）

強盗強姦罪及び同致死罪（旧241条）を改正し、①強盗罪若しくは同未遂罪を犯した者が強制性交等罪（179条2項の罪を除く）若しくは同未遂罪を犯したとき、又は②強制性交等罪（179条2項の罪を除く）若しくは同未遂罪を犯した者が強盗罪若しくは同未遂罪を犯したときを重く処罰する規定である。旧規定では強盗犯人が強姦を行った場合にだけ成立し、強姦犯人が強盗を行った場合には成立せず、両罪の併合罪が成立するにとどまっていたが、この不均衡を是正するものである。本罪では強盗・強制性交等のいずれもが未遂にとどまっているときに（ただし、人を死傷させたときを除く）刑の減軽が可能である（裁量的減軽）。この場合において、自己の意思によりいずれかの犯罪を中止したときには刑が減軽・免除される（必要的減免）。なお、上記①②により人を死亡させた者は、従来と同様、死刑又は無期懲役に処されることになる。

8 非親告罪化

強制わいせつ罪、強姦罪、準強制わいせつ罪及び準強姦罪（これらの未遂罪を含む）は親告罪であったが、いずれも非親告罪化された（旧180条は削除）。被害者に訴追の意思決定を迫ることが被害者にとって負担であり、それは避けられるべきだと考えられたことによる。併せて、略取誘拐罪における親告罪規定も改正された（229条）。